

米ノ津農村環境改善センター

使用区分／使用時間		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	冷暖房使用料 (1時間当たり)	摘要
専用使用	多目的ホール	児童・生徒	300円	500円	600円	—
		一般	600円	1,000円	1,200円	—
	農事研修室	200円	400円	500円	300円	8時30分から17時まで、12時から22時まで及び8時30分から22時までの時間区分の使用料は、それぞれの時間区分に属する使用料欄の金額を合算した額とする。
	調理実習室	500円	800円	1,000円	300円	
	和室	300円	500円	600円	300円	
一部使用	区分	単位		使用料	摘要	
卓球	1台1時間当たり	児童・生徒	50円	ラケット、シャトルコック、ボールは除く。児童・生徒には高校生を含む。		
	1台1時間当たり	一般	100円			
バドミントン	1面1時間当たり	児童・生徒	50円			
	1面1時間当たり	一般	100円			
バレーボール	1面1時間当たり	児童・生徒	100円			
	1面1時間当たり	一般	200円			
照明使用料 1時間当たり 160円						

その他の使用料

区分	単位	使用料	長机又は椅子の使用料は、センターの建物以外において使用する場合に徴収する。	
運動広場	夜間照明使用料	1時間		1,000円
器具等使用	長机	1脚1回につき		60円
	椅子	1脚1回につき		20円

備考

- 1 使用時間は、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 上表に定める時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、その超過し、又は繰り上げる1時間につき上表に定める使用料の1時間当たりの金額を上表に定める使用料に加算する。
- 3 前項及び冷暖房の使用料を算出する場合は、30分以上1時間未満は1時間とみなし、30分未満はこれを切り捨てる。
- 4 上記表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。
- 5 特別に電力、ガス又は水道を使用した場合は、その実費相当額を上表に定める使用料に加算する。
- 6 入場料又は会券その他これに類する金銭を徴収する場合は、上表に定める使用料に100分の100を乗じて得た額を上表に定める使用料に加算する。
- 7 上表に定めるもの以外の使用料については、市長が別に定める。